

最高裁「上告棄却」で実刑確定 免罪を訴えるスクールバス運転手に、 収監直前インタビュー

インタビュー・柳原三佳

本誌2号（2008年6月号）で取り上げた「高知白バイ死亡事件」。業務上過失致死罪に問われたスクールバス運転手は、地裁、高裁ともに禁錮1年4か月の実刑判決を言い渡された。しかし、当初から無罪を主張していた運転手は、2008年1月、最高裁に上告。さらに同年4月には、この事故の捜査は証拠隠滅の罪にあたるとして、警察官を告訴していたのだが…。

この事件の「その後」を被告人である片岡晴彦さん（54）に語ついていただいた。

柳原 上告から8ヶ月半、ついに最高裁から通知が届いたのですね。

片岡 はい。8月22日、午後3時頃、私が自宅に戻ると最高裁からの封書が届いていました。結果は、上告棄却、つまり何も審理されることなく、まさに門前払いでした。私自身、ある程度の覚悟はできていたのでそれほど驚きはしませんでしたが、女房は封書を手にしたとき、思わず震えたと話していました。

柳原 最高裁第一小法廷の決定書はたった3枚。上告棄却の理由

由として、「上告趣意は、違憲という点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、最新自由の主張であつて、刑訴法405条の上告理由に当らない。よつて、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する」と書いてあります。どうも文脈が理解できませんね。これ以外になにか補足するような

画面は入つていたのですか？

片岡 何も入つていませんでした。

柳原 でも、この決定書で片岡



無罪を訴えながら収監の時を待つ、元運転手・片岡晴彦さん。

事件の概要

事故は、2006年3月3日午後2時34分、高知県吾川郡春野町の国道で発生した。

国道沿いにあるレストランの駐車場から土佐市方面へ右折しようとしたスクールバスの右前方に、右方向から直進してきた高知県警交通機動隊の白バイが衝突。運転していた隊員（当時26）はその衝撃で道路に投げ出され死亡した（P70図参照）。バスには片岡運転手のほか、卒業遠足に出かけていた中学3年生5名が乗っていた。

さんの実刑判決は確定したわけですね。ということは、あとは刑務所行きを待つばかりということになりますが、いつ頃、どんな流れで収監されるのか、どんな準備をしておきなさいとか、そういう説明は？

片岡 それも、なにひとつありません。先のことは本当に全くわからんんです。

柳原 本件の初動捜査の理不尽さについては、本誌の6月号で詳しく取り上げましたが、片岡さんも、そして事故当時バスに乗っていた生徒たちも、「バスは急ブレーキなどかけていない、右折待ちで停止していた所へ白バイがぶつかってきた」と終始一貫主張されていました。

それなのに現場には、バスのスリップ痕がくつきりと残されている……。この疑問点について、最高裁はなにか検証をおこなつたのでしょうか。

柳原 結果は？

片岡 私の実刑が確定後、9月

柳原 いろいろ証拠を出したんですが、完全に無視されたかったです。最高裁でひっくり返すことは難しいと聞いていましたが、本当に何も見てくれないんですね。裁判というのはここまで酷いものなのだと、今回初めて知りました。どうせこんな判断になるのなら、もっと早く結果を通知して欲しかったです。

柳原 片岡さんは今年、警察官を告訴されましたね。

片岡 はい。バスは止まっていましたから、スリップ痕がつくはずがありません。ということは、あのスリップ痕は警察官が現場で捏造したものとしか思えませんでした。それで、この事故の実況見分にあたった警察官を調べて欲しいという主旨で、4月15日、高知地検に証拠隠滅の罪名で告訴状を提出したんです。

柳原 結果は？

片岡 私の実刑が確定後、9月

11日付で「処分通知書」が送られてきたのですが、こちらも「嫌疑なし」で不起訴でした。

柳原 9月2日には、神奈川県の相模原市でバスの制動実験をしましたが、何度急ブレーキをかけても、ブレーキ痕は残りませんでしたね。そもそも、ABS付きの車の場合、相

当な速度で急制動をかけても、痕跡はほとんど残らないものですが、実際に目の前で実験を見ると説得力がありました。

片岡 地元でも同じ実験を何度もやつてきたんですが、今回、マスクミの方々の前で実験をする機会に恵まれ、皆さんも改めてこの事故の捜査のおかしさを認識してくれたと思います。

片岡 最高裁からの決定書が届いた直後には、私たち夫婦を配した子供たちが遠方から帰つ

生22名と引率の教師が乗っていましたが、けが人はなかった。

片岡氏は業務上過失致傷の疑いで、現場で即逮捕され、そのまま3日間勾留。2006年7月には免許取り消しの行政処分を受け、同年11月には業務上過失致死罪で正式起訴。07年10月30日、高松高裁の柴田秀樹裁判官は、

「現場にはバス前輪のスリップ痕（長さ1～2m）があり、警察官が捏造した疑いは全くない。被告が右方の確認を十分にしていれば、衝突を容易に避けることができた」

として、一審の高知地裁判決を全面的に支持。片岡さんに禁錮1年4ヶ月の実刑判決を言い渡した。しかし、片岡さんは、この判決にどうしても納得できず、無罪を訴えて最高裁に上告していました。

呼 出 状

平成20年10月10

高知県吾川郡仁淀川町森
片岡 晴彦 殿

高知地方検察庁
検察官 検事 小野正弘

貴殿に対する次の刑が確定したから、受刑のために下記により出頭されたい。
出席できないときは、その理由を通知すること。

1 罪 名	業務上過失致死
2 言渡し裁判所	高知地方裁判所
3 言渡しの日	平成19年 6月 7日
4 裁定の日	平成20年 9月28日
5 刑名刑期	禁錮1年4月
6 出頭すべき日時	平成20年10月23日(木) 午後1時
7 出頭すべき場所	高知市九ノ内1丁目4番1号 高知地檢察廳 檢務官室 執行担当 (本人のみによる自動車等での出頭は不可)
8 特記すべきこと	この辺り出

※ なお、刑務所内で日用品等を購入するための現金や刑務所から自宅に帰るための交通費などについては、持参しても差し支えない。

(取扱者印)

当取措置適切先 高知地方検察庁 勤行担当 田 中 (088-872-9191 内線10)

刑務所からの招待状

「収監直前インタビュー」から約1ヶ月後、被告人・片岡さんの元について届いた「呼出状」。

「呼出状」が届きました。出頭日は10月23日です。」

片岡さんの元に届いたのは、この「呼出状」一枚だけ。何をいうものだ。

【必要なものは購買部で入手可能】
【持參金は大金でなければなりません】
【持參金は不可】
【ボールペンの持參は不可】
【といった説明を受けた】
出頭まで12日。この日、片岡さんから届いたメールには、その覚悟がこう綴られていた。
【今後は支援の会の皆が一致団結して、再審請求のため頑張っていきますので、「支援」協力ををお願い申し上げます。】



調書に貼付されていた事故直後の 現場写真

うに、刑務所に関する本を読んだり、荷物を準備してその日を待っているところです。

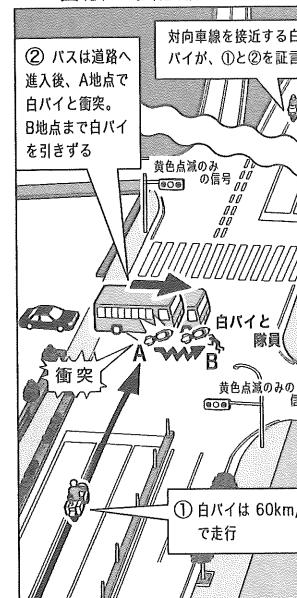
柳原 これまで、大勢の人たちが片岡さんの冤罪を訴えて支援してくださっていたようですが、片岡 支援者の方々には本当に感謝しています。特に、「ハルさんは悪くない」「バスは止まつていた」と証言して署名活動までしてくれた当時の中学生た

です。亡くなつた白バイ隊員のご遺族も、このようなことになりました。ただ、どうかご理解いただきたいのです。私は決して亡くなつた方に罪をなすりつけようとしているのではありません。司法には真実を見極めて欲しいと望んでいます。

ちの思いは絶対に裏切ることができません。あの子達のためにも、私は最後まで「バスは止まつていた」と訴えていくつもりです。亡くなつた白バイ隊員のご遺族も、このようなことにならぬよう心を一つに

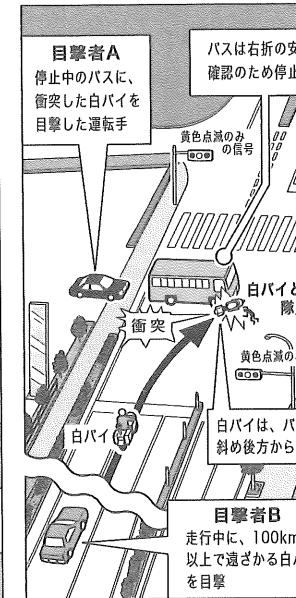
ス側の主張

警察・検察側の主張



事故の概観図

バス側の主張



The diagram illustrates the accident scene. A vertical scale on the left indicates height in meters, with markers at -100m, 0m, 50m, and 100m. The ground surface is shown as a wavy line. A grey shaded area represents the bus, labeled "バス(衝突現場)". A white rectangle with a black border represents the motorcycle, labeled "衝突した白バイ". Two arrows point from labels to specific locations: "目撃者A" (Witness A) points to a person standing near the bus, and "目撲者B" (Witness B) points to a person standing further back. A large arrow points from the label "対向車線にいた別の白バイ" (Another motorcycle on the opposite lane) towards the top right.